

## 国際医療福祉大学学生支援センター規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学生修学支援規程に基づき、障がいのある学生に対して包括的な支援を行う学生支援センターに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織構成)

第2条 各キャンパスに学生を支援する学生支援センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターに、センター長及び副センター長を置き、いずれも福祉・心理系の専門資格を有するなど学生支援に学識のある教員又はその他職員等をもってあてる。

3 センターに、学生の相談対応に適した専門資格を有する相談員等（以下「相談員」という。）を置くほか、必要と認める職員を配置する。

4 センターに、学生支援の計画と実施に当たり必要に応じて各学科から推薦された教員で構成する学生支援教員（以下「支援教員」という。）を置くことができる。

5 センターに、学生支援の計画と実施に当たり必要に応じて各学部・学科が選定した学生及び教職員で学生委員長が承認した者で構成するサポーターを置くことができる。

## (センターが行う具体的支援)

第3条 センターが行う具体的支援等は、次のとおりとする。

- 一 学生の支援申出内容に応じた相談対応及び適切な部署、機関等の紹介
- 二 学生のための具体的な支援方針及び合理的配慮の提供に関する立案
- 三 学生が所属する学部・学科教員との連携、協力及び関係部署・機関等との調整・連携
- 四 具体的支援を円滑かつ継続的に実施するため、支援教員及びサポーターからの相談に対する適切な対応及び課題の解決
- 五 その他学長及び学生委員会が必要と認めた措置に関する対応

## (支援の申出)

第4条 学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

## (受理及び合理的配慮の提供)

第5条 支援の申出は、センターが受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行うものとする。

2 センターは、前項に基づく学生の意思を尊重したうえ、必要に応じて関係学部・学科と協議して合理的配慮の提供に努めるものとする。

## (合意の形成)

第6条 合理的配慮の提供は、当該学生の合意を得て決定する。

2 センターは当該学生に対し、合理的配慮の提供について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

## (相談員等の分掌事項)

第7条 相談員の分掌事項は、次のとおりとする。

- 一 第3条各号及び第5条から第6条に定める事項
- 二 その他「学生修学支援担当者会議規程」の第4条に定める事項のうち、学生委員長

及び委員会が必要と認めた事項

(支援教員の分掌事項)

第8条 支援教員の分掌事項は、次のとおりとする。

- 一 学生への直接的な支援活動
- 二 相談員及びサポーターとの連携
- 三 その他会議が必要と認めた事項

(サポーターの分掌事項)

第9条 サポーターの分掌事項は、次のとおりとする。

- 一 学生への直接的な支援活動
- 二 相談員及び支援教員が行う支援活動等の補助
- 三 その他会議が必要と認めた事項

(事務)

第10条 センターが行う会議及び具体的支援に関する事務は、主に相談員が処理し、その他必要に応じて学生課担当職員が補助するものとする。

2 相談員が処理する事務に関し、支援教員、サポーター及び学生が所属する学部・学科の担当教職員は、センターの求めに応じて協力するものとする。

(関係書類)

第11条 支援の受理及び各支援等の実施に際しては、指定の様式を使用するものとする。

(秘密保持義務)

第12条 学生の支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、学生及び支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び学生委員会が協議の上、定めることができる。

第14条 当該学生が大学院所属の場合は、この規程の学部を研究科、学科を専攻として読み替えるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

この規程は、令和6（2024）年4月1日から施行する。